



許可番号 第 02824010147 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神戸市西区福吉台二丁目8番地の13

氏 名 吉田実業株式会社
代表取締役 吉田 信彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三

許可の年月日 平成26年1月28日

許可の有効年月日 平成31年1月27日



1. 事業の範囲

中間処理業

(1) 中間処理(焼却)

取扱産業廃棄物の種類

1. 紙くず
2. 木くず

以上2種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理(圧縮)

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
2. 紙くず
3. 繊維くず
4. 金属くず
5. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウールに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上5種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

1. 紙くず(廃石膏ボードに付着しているものに限る。)
2. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上2種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(4) 中間処理(選別・破碎)

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(3))
2. 紙くず(破碎施設(2))
3. 木くず(破碎施設(3))
4. 繊維くず(破碎施設(2))
5. ゴムくず(破碎施設(2))
6. 金属くず(破碎処理については、破碎処理する産業廃棄物に混入される付属部品に限る。)(破碎施設(2))
7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(破碎処理については、石膏ボード、ガラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(2))
8. がれき類(破碎処理については、ガラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く。)(破碎施設(3))

以上8種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

複写無効

2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面に記載の 6 施設)

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年1月28日 新規許可
平成14年3月26日 変更許可(処理方法及び品目の追加)
平成16年1月28日 更新許可
平成21年1月28日 更新許可
平成26年1月28日 更新許可
平成26年11月10日 変更許可(処理方法及び品目の変更)
平成27年7月15日 変更許可(処理方法及び品目の変更)
平成30年2月27日 変更許可(処理方法及び品目の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

[別 紙]

(1)その他の焼却施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日: 平成10年12月19日
処理能力 : 4.8 t/日 (8 時間稼動)
許可年月日: 平成10年11月12日
許可番号 : 第 250002 号

(2)破碎施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日: 平成14年3月26日
処理能力 : 43.4 t/日 (8 時間稼動)

(3)破碎施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日: 平成14年3月26日
処理能力 : 4.32 t/日 (8 時間稼動)

(4)選別施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日: 平成25年11月29日
処理能力 : 廃プラスチック類 80.04 t/日、紙くず 40.02 t/日、木くず 80.04 t/日、
繊維くず 48.02 t/日、ゴムくず 208.10 t/日、金属くず 452.23 t/日、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 400.20 t/日、
がれき類 592.30 t/日 (8 時間稼動)

(5)圧縮施設

設置場所 : 兵庫県加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆
設置年月日: 平成27年5月26日
処理能力 : 紙くず 234.4 t/日、繊維くず 280.8 t/日、金属くず 1768.0 t/日、
廃プラスチック類 416.0 t/日、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 128.0 t/日
(8 時間稼動)

(6)廃石膏ボードの破碎施設

設置場所 : 兵庫県小野市万勝寺町字中山974番12
設置年月日: 平成30年2月27日
処理能力 : 240 t/日 (24時間稼動)

以上 6 施設